

## 高屋堀 2 号遺跡発掘調査に係るプレハブ建物等賃貸借契約特記仕様書

(目的)

第 1 条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団（以下「甲」という。）が、プレハブ建物等の賃貸借について、受託業者（以下「乙」という。）が行うべき業務の内容と方法に関して規定したものである。

(契約基準)

第 2 条 本契約は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

(契約内容)

第 3 条 本契約の内容は次のとおりとする。

(1) 契約名称

高屋堀 2 号遺跡発掘調査に係るプレハブ建物等賃貸借契約

(2) 設置場所

東広島市高屋町高屋堀

(詳細は、別紙 1 のとおり)

(3) 賃貸借物件

プレハブ建物等、仮設トイレ、シンク及び備品類

(詳細は、別紙 2 のとおり)

(4) 賃貸借期間

令和 8 年 6 月 15 日(月)から 令和 8 年 11 月 13 日(金)まで (152 日間)

(契約変更)

第 4 条 前条各号に規定する内容に変更があるときは、変更内容に基づき甲が設計の見直しを行い、甲乙協議して定め、契約変更を行うこととする。ただし、協議開始の日から 14 日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の規定にかかわらず賃貸借期間が 7 日間以下の延長若しくは短縮した場合については、落札金額の変更は行わないこととする。

(賃貸借料の支払い)

第 5 条 賃貸借料の支払いは、本賃貸借完了後の一括払いとする。

2 乙は、賃貸借期間が終了し、プレハブ建物等の解体撤去作業等が完了した後に、賃貸借料の支払いを請求することができる。

(関係法令の遵守)

第 6 条 乙は、本契約の実施にあたり、プレハブ建物等運搬、組立設置及び解体撤去、電気設備工事等の関係法令、規則を遵守し、業務場所の安全管理、事故防止、労働環境整備、保安対策や、公害、火災、災害の防止に努めなければならない。

2 本契約の実施のため、関係法令に基づく手続きが必要な場合は、乙が遺漏なく行うものとする。

3 前 2 項の措置は、乙の責任と費用負担によることとする。

(指示及び協議の書面主義)

第 7 条 本契約に係る重要な指示及び協議は、書面により行うものとする。ただし、設置場所における詳細な指示及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第 8 条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

○特記仕様書第4条第1項に基づく変更契約額の算出について

プレハブ建物等賃貸借契約において、使用期間や内容の変更等による設計の見直しで契約額の変更が必要となった場合、変更契約額の算出については、次の算出式によることとする。

変更契約額算出方法及び算出例	増額の場合	減額の場合
当初契約額(税込)(A)	1,100,000	1,100,000
当初契約額(税抜)( $A/1.1=B$ )	1,000,000	1,000,000
当初設計額(税抜)(C)	1,200,000	1,200,000
落札率( $B/C=D$ )※小数点第4位以下切捨て	0.833	0.833
変更設計額(税抜)(E)	1,500,000	900,000
変更契約額(税抜)( $D \times E = F$ )※小数点以下切捨て	1,249,500	749,700
変更契約額(税込)( $F \times 1.1 = G$ )※小数点以下切捨て	1,374,450	824,670
当初・変更契約額差引増減額(税込)( $G - A$ )	274,450	▲275,330
(参考)当初・変更設計額差引増減額(税抜)( $E - C$ )	300,000	▲300,000

※使用期間と内容変更等に係る変更契約協議における変更契約額の算出については変更設計額の増減や落札率が影響します。

《参考》

(契約変更)

第4条 前条各号に規定する内容に変更があるときは、変更内容に基づき甲が設計の見直しを行い、甲乙協議して定め、契約変更を行うこととする。ただし、協議開始の日から14日(甲があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の規定にかかわらず賃貸借期間が7日間以下の延長若しくは短縮した場合については、落札金額の変更は行わないこととする。